

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社朝日ネット			コード	3834
提出日	2025/5/9	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	古賀哲夫	社外取締役	○										△				有
2	八尾紀子	社外取締役	○													○	有
3	樋口一磨	社外取締役	○													○	有
4	井上福造	社外取締役	○										△				新任
5	宮石知子	社外取締役	○													○	新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	古賀哲夫氏は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社に在籍しておりましたが、同社を2009年6月に退社しております。同社は、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っていないため主要な取引先には該当しないと考えます。また、同社は直近事業年度における同社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けていないため、主要な取引先とする者には該当しないと考えます。	東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められるため、独立役員に指定しています。
2		東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められるため、独立役員に指定しています。
3		東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められるため、独立役員に指定しています。
4	井上福造氏は当社の取引先のひとつである東日本電信電話株式会社の相談役として在籍中ですが、同社の取締役を2022年6月に退任しており、現在は同社の業務執行には携わっておりません。同社は、直近事業年度における当社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っていないため主要な取引先には該当しないと考えます。また、同社は直近事業年度における同社の年間売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けていないため、主要な取引先とする者には該当しないと考えます。	東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められるため、独立役員に指定しています。
5		東京証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと認められるため、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。